

印刷物入札

当所より発注する印刷物に関し、競争見積を実施いたします。内容につきましては、前日にお問い合わせください。（当所会員限定）

●日時 10月22日(木)10時～

●場所 加古川商工会議所  
3階事務所

●お問い合わせ 総務管理課  
TEL 079・424・3355

会員の皆さまへ  
令和2年度後期会費  
ご請求のお知らせ

口座振替制度をご利用の方は、10月15日(木)（加古川市以外の金融機関をご利用の方は10月27日(火)）に引き落としさせていただきますので、ご了承ください。

また、納付書制度をご利用の方には、会費請求（領収）票をお送りいたしますので、ご送金方よろしくお願いたします。

●お問い合わせ 会員課  
TEL 079・424・3355

新型コロナウイルス感染症対応の  
「特別相談会場」が開設されています

給付金や助成金の手続きがお済みでない方、コロナ禍でも事業継続をお考えの方など、お困りお悩みのお事業所様、まずは特別相談会場をお訪ねください。通常の相談体制を強化して中小企業診断士等が個別対応させていただきます。

●期間 10月21日(水)まで

土曜・日曜・祝祭日は休業

●時間 午前9時～午後5時

●場所 加古川プラザホテル2階  
特設会場（加古川市加古川町溝之口800）

待ち時間なくご相談いただくため、電話またはメールでご予約ください。  
TEL 079・424・3355  
メール shidouka@kakogawa-cci.or.jp  
（事業所名・電話番号・希望日時を明記ください。）



個別に丁寧に  
対応いたします

新型コロナウイルス感染症特別利子  
補給制度 申請に関するご案内

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」「危機対応業務（危機対応融資）」等の特別利子補給の対象となる貸付により借入を行った方のうち一定の要件を満たす方に対し、貸付を受けた日から最長3年間にわたる利子相当額を一括で助成する制度がありますが、対象の方は必ず借入を行った金融機関より、申請に必要な書類を受け取って申請して下さい。手続きを行わなければ、助成されません。

〈新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業〉

●申請の手引き 掲載場所

<https://www.smrj.go.jp/news/2020/riho.html>

●申請受付期限

2021年12月31日(当日消印有効)

●お問い合わせ先

(独)中小企業基盤整備機構

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局(コールセンター)

0570-060515(平日・土日祝日9時～17時)

持続化給付金の問い合わせ先が  
変更になりました

8月31日までに申請された方と、9月1日以降に新規申請される方で問合せ先・HPが異なりますのでご注意ください。

●8月31日以前に申請

☎ 0120・115・570

TEL 03・6831・0613

●9月1日以降に新規申請

☎ 0120・279・292

TEL 03・6832・6631

8時30分～19時

日曜・金曜（土曜日・祝日を除く）

電話番号のかけ間違いにご注意ください。

申請期限

令和3年1月15日(金)

